

特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領

平成25年2月26日付け24農振第2115号
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3587号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

特殊自然災害対策施設緊急整備事業の実施については、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2113号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の内容

1 共同利用施設整備

要綱第2の1の共同利用施設整備の内容は、次に掲げる施設の新設又は変更とする。

- （1）洗浄用機械施設
- （2）除灰用機械
- （3）飼料作物栽培管理用機械施設
- （4）都道府県知事が当該地域の条件より必要と認めた機械施設
- （5）（1）から（4）の整備に伴う附帯施設の整備

2 関連基盤整備

要綱第2の2の基盤整備の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）用水供給施設の新設又は変更
- （2）施設用地造成の整備
- （3）作業道の整備

3 営農体系改善活動

要綱第2の3の活動の内容は次に掲げるものとする。

- （1）事業実施主体が主催する営農体系説明会及び現地指導会
- （2）営農体系の変更に伴う営農計画の策定

第3 事業実施主体

要綱第3の農村振興局長が別に定める基準を満たす団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約等の定めがある団体とする。

第4 事業審査基準

- 1 都道府県知事が特に必要と認める場合において、次の要件を満たす場合にあっては、農業者3者に満たない団体であっても事業実施主体として認めることができる。
 - (1) 農業協同組合、公社、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人又は特定農業団体であって、事業終了後5年間は引き続き当該団体であると認められること。
 - (2) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用していること。
- 2 別紙様式2号による審査項目を満たしていること。

第5 事業の実施の手続き等

- 1 事業実施計画の作成
要綱第6の1の事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとする。
- 2 実施手続
 - (1) 要綱第6の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体のうち市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。
(以下、事業実施主体のうち市町村以外の者が事業実施主体である場合において、事業実施主体が都道府県知事への書類の提出を行う際は、市町村長を経由するものとする。)
 - (2) (1)の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
 - (3) 市町村長は、(1)に基づき事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
 - (4) 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 事業の着工
 - (1) 事業の着工は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業の着工を行う場合は、事業実施主体はあらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記様式第2号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工届の提出があった場合は、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ）に写しを送付するものとする。
なお、都道府県知事は、事業実施主体が交付決定前に着工した場合には、交付申請書（優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け第2号農振第2123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別記様式

第1号（その9）をいう。）の記の2の摘要欄に着工予定年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- （3）事業実施主体は、事業に着工した場合には、別記様式第3号の着工届を都道府県知事に提出するものとする。

4 事業の変更

要綱第6の4に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施地区の変更
- （3）事業実施主体の変更（農業者が組織する団体にあつては、3者未満になった場合を含む。）
- （4）事業実施主体における事業費の3割を越える増減
- （5）整備内容の変更

5 会計経理

事業実施主体における会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- （1）本事業に係る助成金の交付の経理は、独立の帳簿を作成する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- （2）分（負）担金の徴収にあつては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものとはもとより、特定農業団体、その他農業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこととする。
- （3）金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこととする。
- （4）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理の経緯を明らかにしておくこととする。
- （5）人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこととする。

第6 事業完了に伴う手続

1 しゅん工届け

事業実施主体は、本補助金を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）の工事が完了したときは、速やかにその旨を別記様式第4号により都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、必要に応じて当該工事のしゅん工検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱第14の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して都道府県知事に報告するものとする。

なお、都道府県知事は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適

正に完了したことを確認したのち、実績報告書の写しを地方農政局長等へ送付するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第7 事業実施結果の報告等

- 1 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める事業実施結果報告は、別記様式第5号により翌年度の7月末日までに作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 要綱第8の3に定める報告は、1により事業実施主体から提出のあった事業実施結果書の写しを送付することにより報告する。なお、要綱第8の2に定める措置を講じた場合は、その内容についても併せて報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第8の3により報告のあった事業実施結果について、その内容を確認し、必要に応じて都道府県知事に指導を行うものとする。

第8 不正行為等に対する措置

- 1 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 この場合、都道府県知事は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第9 管理運営等

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。その場合には、管理の委託を受ける者の権利及び義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結することとする。

3 指導監督

都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置が講じられるよう、十分に指導監督するものとする。

第10 増築等及び移管に伴う手続

- 1 事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を別記様式第6号により、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1により届出を受けた都道府県知事は、当該増築等の必要性を検討するものとする。
- 3 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、別記様式第7号により都道府県知事に提出するものとする。

第11 災害等の報告

- 1 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、若しくは手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第8号により、都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。
また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。
- 2 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた都道府県知事は、速やかに地方農政局等へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長等に1の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別記様式第9号の災害報告書により、都道府県知事に報告するものとする。
都道府県知事は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備

事業実施主体は、少なくとも事業完了後5年間次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

- 1 予算決算関係書類
 - (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
 - (2) 予算書及び決算書
 - (3) 分（負）担金賦課明細書
 - (4) その他
- 2 工事施工関係書類
(直営施行の場合)
 - (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
 - (2) 賃金台帳及び労務者出面簿
 - (3) 工事日誌及び現場写真
 - (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - (5) その他(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)
 - (1) 入札てん末書類

- (2) 請負契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書等

事業実施の交付から実績報告、財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第13 助成

- 1 要綱第7の2の本事業に必要となる経費とは、要綱別記の経費に附帯事務費を加えたものとする。附帯事務費は対象となる事業に要する総事業費に別表1に定める附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。また、都道府県及び市町村の附帯事務費の使途基準については、別表2に掲げるとおりとする。
- 2 要綱別記の工事雑費は、別表3に掲げるとおりとする。
- 3 要綱別記の促進費は、別表4に掲げるとおりとする。
- 4 要綱第2の3の営農体系改善活動にあつては、1地区当たり30万円を上限とする。

第14 補助金の経理の適正化

補助金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

附帯事務費の率

	附帯事務費	補助率	備考
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	総事業費の1.0%以内	1／2以内	

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
1 旅費	普通旅費（設計審査又は検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
2 賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術員に対する賃金
3 共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
4 報償費	謝金
5 需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具及びその他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
6 役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
7 使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 物品・備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
9 市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費

別表 3

工事雑費

区 分	内 容
1 報酬	用地買収交渉、土地物件等の評価又は登記事務
2 賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
3 共済費	賃金に係る社会保険料
4 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料又は雑役務費
6 委託費	測量、設計、登記等の委託費
7 旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
8 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車又は事業用機械器具の借料及び損料
9 備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
10 公課費	
11 代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別表 4

促進費

区 分	内 容
1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金又は技術補助員賃金等
3 報酬費	謝金
4 旅費	普通旅費又は特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
5 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費又は修繕費等
6 役務費	通信運搬費、手数料又は筆耕翻訳料
7 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車又は事業用機械器具等の借料及び損料
8 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費（原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）

別記様式第 1 号（第 5 関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業の事業実施計画

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

（ 提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名 ）

特殊自然災害対策施設緊急整備事業の事業実施計画を添付のとおり作成したので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第 5 の 2 の規定に基づき提出する。

記

添付書類

- 1 実施計画概要書（別紙様式 1）
- 2 位置平面図（2 万 5 千分の 1 程度）
- 3 計画平面図
- 4 事業審査項目確認資料（別紙様式 2）

別記様式第2号（第5関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業の交付決定前着工届

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

特殊自然災害対策施設緊急整備事業に基づく下記事業について、別添条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第5の3の規定に基づき交付決定前着工届を提出する。

記

1 事業概要

地区名	
整備内容（施設名等）	
事業費（円）	
事業予定住所	
着工予定年月日	
完了予定年月日	

2 交付決定前着工を必要とする理由

別 添

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第 3 号（第 5 関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業に係る着工（契約）届

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

特殊自然災害対策施設緊急整備事業に基づく下記事業について、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第 5 の 3 の規定に基づき着工（契約）届を提出する。

記

地区名	
整備内容（施設名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注）必要に応じ、行程表、実施設計書等を添付すること。

別記様式第 4 号（第 6 関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業に係るしゅん工（納入）届

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

特殊自然災害対策施設緊急整備事業に基づく下記事業について、下記のとおり工事が完了したので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第 6 の 1 の規定に基づきしゅん工（納入）届を提出する。

記

地区名	
整備内容（施設名等）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
しゅん工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事管理者	

注 1）「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入すること。
注 2）必要に応じ、請負人等からの完了届けの写しを添付すること。

別記様式第 5 号（第 7 関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業の事業実施結果

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

特殊自然災害対策施設緊急整備事業に基づく下記事業について、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第 7 の 1 の規定に基づき事業実施結果（〇年目）について報告する。

記

1 事業概要

地区名	
整備内容（施設名等）	
事業費（円）	
完了年月日	

2 事業実施結果

	事業計画	1 年目	2 年目	3 年目
受益者数				
受益面積				
被害軽減想定額 （事業計画時は見込み額）				

3 事業実施後の課題

4 改善方法（改善の必要がある場合に記載）

別記様式第 6 号（第10関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用が増加した施設等下記のとおり増築（模様替え、移転、更新等）したいので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第10の1の規定に基づき増築（模様替え、移転、更新等）届を提出する。

記

- 1 増築等の理由
- 2 増築等に係る施設等の概要

地区名	
整備内容（施設名等）	
施設等の所在地	
施設等の構造及び規格、規模等	
事業費（円）	
完了年月日	

- 3 増築等の概要（例）

増築等	〇〇ライン 〇 t / 日処理 事業費〇〇円
着工予定時期	
増築等の効果	

- 添付資料
- 1 当初実施計画書の写し
 - 2 経営収支計画書
 - 3 増築（模様替え、移転、更新等）実施設計書
 - 4 財産管理台帳の写し

別記様式第 7 号（第10関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用の増加した施設等の事業実施主体の合併に伴う取得財産の移管

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長

事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇農業協同組合と〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第 6 5 条及び第 6 6 条により〇〇年〇月〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、農業協同組合法第 6 8 条より、〇〇年度において特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用が増加した財産の権利義務を〇〇共同組合が継承したので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第10の 3 の規定に基づき下記のとおり報告する。
なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守する。

記

1 概要

地区名	
施設名	
施設等の所在地	
施設等の構造及び規格、規模等	
事業費（円）	
取得年月日	
合併後の事業実施主体名	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置

別記様式第 8 号（第11関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業で実施中の事業の災害報告

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において特殊自然災害対策施設緊急整備事業で実施中の事業が災害（例：台風〇号）により予定の期間内に完了せず、または手戻り工事が発生し、または事業の遂行が困難となったので特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第11の 1 の規定に基づき報告する。

記

1 被災事業の概要

地区名	
整備内容（施設名等）	
施設等の所在地	
施設等の構造及び規格、規模等	
事業費（円）	
完了予定年月日	

2 災害の概要

災害の原因	〇月〇日台風第〇号による強風 （〇気象台調べ 〇時〇分 〇m／s（瞬間風速））
被災の程度	
被害見積価格	（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
復旧措置計画	

- 添付資料
- 1 被害状況写真
 - 2 工事行程表

別記様式第9号（第11関係）

〇〇年度特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

提出
〇〇〇市町村長
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

〇〇年度において特殊自然災害対策施設緊急整備事業で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇号）により被災したので、特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要領第11の3の規定に基づき報告する。

記

1 被災施設等の概要

地区名	
整備内容（施設名等）	
施設等の所在地	
施設等の構造及び規格、規模等	
事業費（円）	
完了年月日	

2 災害の概要

災害の原因	〇月〇日台風第〇号による強風 （〇気象台調べ 〇時〇分 〇m／s（瞬間風速））
被災の程度	
被害見積価格	（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
その他	（災害復旧計画及び資金計画等）

- 添付資料
- 1 被害状況写真
 - 2 財産管理台帳の写し

別紙様式 1

特殊自然災害対策施設緊急整備事業 実施計画概要書

農政局名		県		関係市町村		受益面積	水田	畑	樹園地	その他	計
地区名			事業実施主体			()は 重複受益	()	()	()	()	()
事業実施主体 の概要 (市町村の場 合は不要)	代表者		所在地			予定工期					
	農家数		設立年月日			事業の概要	事業内容			事業費	
対象作物		関係火山									
対策計画名											
施設の耐用年数											
被害軽減想定額											
被害状況											
事業の必要性						負担金額	国	県	市町村	事業実施主体	
						施設の予定 管理方法					

事業審査基準項目確認資料（実施要領第 4 関係）

審査項目 (該当しない場合はチェック欄及び確認の方法及び判断の根拠等に「－」を記入すること)	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
農業者3者以上を含む団体であること。 農業者3者を含まない団体の場合にあっては、事業終了後5年間は引き続き当該団体であると認められ、また、農業に常時従事する者を3人以上雇用していること。	☐		当該事業実施団体の規約から確認できる。 事業者が農家3者未満である法人の場合にあっては、確約書等(任意様式)により当該要件を満たすことが確認できる。
事業で整備する施設の耐用年数がおおむね5年以上であること。	☐		施設の耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則の別表の農業用設備に該当することから7年である。
整備事業計画の作成にあたって、当該地区の降灰被害の状況等に応じ、農業者の経営の安定に資するものであること。	☐		事業の必要性が明確であること。
整備する施設が、技術的見地からみて妥当であること。	☐		地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。 又は過去に近傍地域において、同種の施設が整備された実績があること。
整備する施設が、経済性的見地からみて妥当であること。	☐		施設の基本的な仕様について必要最低限の事業費(不用品な附帯施設、過剰な設備又は奇抜なデザイン等を含んでいないこと)となっており、施設の能力・規模の決定においては、受益農家の施設利用に関する意向を把握していること。
効率的な稼働を図るため、適切な管理運営を行う体制となっていること。	☐		機械施設の管理運営規定を作成し、効率的な稼働を図るための検討を行っていること。
施設の規模、利用料金について、受益農家に対し、説明を行っている(又は総会等で合意を得ている)こと。	☐		受益地内の農家に対し、説明会を実施し、規模や利用料金について、理解を得ている。
建設用地が確保されており、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている(又は認可等の見込みがある)こと。	☐		用地は確保しており、農用地区域である。
地元関係者の合意形成が図られており、施設の整備において必要とされる建築基準法等その他法律に定める基準等を満たしている(又は満たすことが確実である)こと。	☐		施設の整備については、地元の農業関係者と合意済みであり、整備にあたって必要となる法律上の問題点等はない。

※上記確認項目について、農林水産省から資料等の提出を求める場合がある。